

公述人22(会場②さいたま新都心合同庁舎)

【意見の概要】

P55 表 5-8 の「高規格堤防事業」は削除すべきです。「高規格堤防事業」は 25 年間進捗率はわずか 1.1%であることが会計検査院から指摘されました。それは高規格堤防である「スーパー堤防」の体を成していないものがあまりに多いことと、「街づくり」と一体でなければ工事に取り組まなかったことを反映したものです。つまり実態は治水事業とは無縁の、本来、建造物を建ててはいけない堤防の裏法面を拡幅して利用する「再開発」事業です。将来的に性能を発揮できる長さまで延長される見込みもないどころか、もともとつなげる気もない無駄な公共事業です。これまでつくられた「スーパー堤防」はつながっていないどころか、線の川に対して点の規模で散らばっているだけのものです。また、越流に強いとされていますが、部分的な「スーパー堤防」ではそこをよけて越流が流れることは明らかです。さらに平野を流れる川の堤防は軟弱な地盤の上にあり、常に沈下や変形がおこり、洪水や地震によっても壊れ、そのたびに修理、補強を重ねてゆくものです。その堤防に民有の建造物建築を許可することは維持、管理、補修の面でも非常に問題があります。移転を望まない住民を立ち退かせてまで行なう価値は毛頭ありません。

以上